

社会福祉法人 福岡光明会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福岡光明会（以下、単に法人という。）の役員、評議員及び評議員選任・解任委員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 本規程でいう法人の業務とは、法人または施設の運営の為の業務（施設長または施設の職員としての業務を除く。）をいう。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。ただし、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
理事会出席報酬等	5,000 円

2 役員及び評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。ただし、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
評議員会出席報酬等	5,000 円

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。ただし、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。また、法人の職員には支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
評議員選任・解任委員会出席報酬等	5,000 円

4 役員報酬の総額は、事業年度間において200万円以内とする（うち監事15万円）。

(役員、評議員及び評議員選任・解任委員の勤務報酬等)

第4条 理事長が、理事会または評議員会以外の日において、法人の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、理事長が、施設長または職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人の業務にあたった場合、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、理事が、施設長または施設の職員としての業務がない場合においてのみ支払うことができる。

3 評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

4 監事が、理事会または評議員会以外の日において、法人または施設の指導検査への立会い、運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

5 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会以外の日において、理事長の命を受けて法人の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人の業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	その他
実 費	実 費	5,000円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、原則として実費を支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬の支給方法等)

第6条 報酬は、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の開催日並びに監事による監査及び入札立会の日に現金で直接支給する。評議員及び理事長以外の役員等がこれらの日以外に法人の業務に当たった場合も同様とする。

2 理事長が、評議員会または理事会の日以外において、法人の業務に当たった場合は、当月1日から当月末日までを計算期間とし、翌月25日に銀行振り込みによる方法で報酬を支払う。この場合、当人が指定する銀行その他金融機関の本人名義の預金または貯金口座へ、別表1に定める報酬額に法人の業務に当たった日数を乗じた額の現金を振り込む。

3 旅費等は、出張終了後に清算する場合、領収書と引き換えに現金で直接支給する。また、事前に概算額を支払う場合は、概算額の計算書と引き換えに現金で直接支給し、残額があるときは、出張終了後に当法人に返戻しなければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

平成30年4月1日改定施行

平成30年10月15日改定施行

別表 1

名 称	報 酬	備 考
理事長業務報酬等（日額）	10,000円	施設長または職員との兼務がない場合
理事業務報酬等（日額）	5,000円	施設長または職員としての業務を除く
評議員業務報酬等（日額）	5,000円	
監事監査指導報酬等（日額）	5,000円	
評議員選任・解任委員業務報酬等（日額）	5,000円	